令和3年度(3月) 第11回浜北区協議会 次第

日時:令和4年3月24日(木)午後1時30分から

会場: 浜北区役所 大会議室(なゆた・浜北3階)

1 開 会

2 議事

(1) 協議事項

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について **【資料1**】

(2) 報告事項

令和4年度浜北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について

【資料2】※当日配布

- 3 その他
 - (1) その他
 - (2) 次回開催日程について
- 4 閉 会

区 協 議 会

区分		□諮問事	項	■協議事項	Į [□報告事項		
件 名	浜			したまち		進条例 (案) いて	の	
			的な事項? ことによっ すべての†	を定め、市の で、市民の 民が安全	の責務及 生活の質 ・安心で	推進に関する び市民等の後 の向上や都同 幸せに暮らし を目的とす	と割を明ら 片の最適化 し続けるこ	
(背景、	の概要 、経緯、 、課題等)	し、また ・本市は名 3年3月 デンいる。 ・令和3年 ・デジタノ	 ○背景 ・人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。 ・本市は令和元年に「デジタルファースト宣言」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。 ・令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。 					
		○制定にあたり検討した事項 本市のこれまでの取組及び国の法律・動向を整理し、条例 案を検討した。						
 対象の	区協議会	全区協議	会					
		,	・コメン	ト実施につ		くり推進条例 要を説明する	., ,	
内	容	 ○条例案のポイント (1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める (2) 市の責務及び市民等(市民や事業者)の役割を明らかにする (3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める (4) 推進体制の整備について規定する 						
備 考 案の公表、意 (答申・協議結果を得たい 市の考え方2 時期、今後の予定など) 実施時期また				集 令 分	和4年3	3月15日~4 5月 予定		
担当課	デジタル・スマートシティ 生進事業本部	担当者	三岡	由莉	電話	457-2	2454	

浜松市テジタルを活用した まちづくり推進条例(案)

に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)」とは

人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められる中で、デジタルの活用による利便性向上や社会課題への対応に対する期待が高まっています。

こうした中で、デジタルを活用したまちづくりを推進し、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目指して、条例を制定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年3月15日(火)~令和4年4月14日(木)

3. 案の公表先

デジタル・スマートシティ推進事業本部、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館 1 階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp)に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

(1) 直接持参	デジタル・スマートシティ推進事業本部(地域情報					
① 旦1安1700 	センター3階)まで書面で提出					
②郵便【はがき、封書】	- 4 3 0 - 0 9 2 9					
	浜松市中区中央1-12-7					
(最終日の消印有効)	デジタル・スマートシティ推進事業本部あて					
③電子メール	dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp					

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年5月に公表予定です。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

デジタル・スマートシティ推進事業本部 (TEL 053-457-2454)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください。

●パブリック・コメント実施案件の概要 ····・・ P3

●浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)

..... P4~P5

●浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)解説

..... P6~P11

●浜松市デジタルファースト宣言 ····· P12

●浜松市デジタル・スマートシティ構想 ・・・・・・ P13~P14

●意見提出様式(参考) ····· P 1 5

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)				
	デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な				
	事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、				
趣旨・目的	市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全及び安				
	心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的				
	とする。				
	・ 人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、				
	まちづくりに新たな視点や変革が求められている。				
	・ 本市は、令和元年 10 月に「デジタルファースト宣言*1」を行い、				
策定に至った	令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想*2」を策				
	定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進して				
背景・経緯	いる。				
	・ 令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジ				
	タル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業				
	者の責務が規定された。				
立案した際の	デジタルを活用したまちづくりが、市民の利便性向上や社会課題に対				
実施機関の考え方	応する上で極めて重要であるとの認識の下、条例を制定することで、取				
及び論点	組の更なる推進に繋げていく。				
	(1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める				
	①多様な主体の参画や多様な情報システムの連携が可能な環境づくり				
	②多様かつ包摂的な社会の実現への寄与				
	③個人情報の保護、プライバシー保護への配慮、透明性の確保				
案のポイント	④持続可能性				
	⑤災害等に対する都市機能の維持、迅速な復旧に係る体制等の構築				
	(2) 市の責務及び市民等(市民や事業者)の役割を明らかにする				
	(3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等に				
	ついて定める				
	(4) 推進体制の整備について規定する				
	関係法令 : デジタル社会形成基本法				
関係法令 など	関連計画等:浜松市デジタルファースト宣言				
	浜松市デジタル・スマートシティ構想				
	案の公表、意見募集開始 令和4年3月15日				
計画・条例等の	意見募集終了 令和4年4月14日				
策定スケジュール	市の考え方公表 令和4年5月予定				
(予定)	実施時期または施行時期 令和4年7月1日予定				
	1				

^{**1} 資料の 12 ページをご覧ください。

^{**2} 資料の13~14ページをご覧ください。

(目的)

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化(効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。)を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
 - (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
 - (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。 (基本原則)
- 第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければ ならない。
 - (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
 - (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
 - (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報が保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
 - (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
 - (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (市民等の役割)
- 第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

(基本指針等の策定等)

- 第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。
- 2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。
- 3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例 (案) 解説

(目的)

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化(効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。)を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

【解説】

人口減少・少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題に直面 し、まちづくりや都市経営に新たな視点や変革が求められています。一方、コロナを契機と して急速にデジタル化が進展しています。新技術や各種データを活用したデジタル化の取組 は、従来の発想にはないシステムの効率化、サービスの提供等を可能とし、各種の社会課題 を解決する可能性を有しています。

浜松市では、令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、令和2年度には、推進 組織として浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを設置、令和3年3 月には、浜松市デジタル・スマートシティ構想を策定・公表するなど、デジタルを活用し市 民の利便性向上や社会課題への対応に資するための取組を行っています。

こうした中、国においては令和3年9月1日にデジタル庁が発足、同日にはデジタル社会 の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務を規定したデジタル社会形 成基本法が施行されるなど、デジタル改革が進められています。

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本となる事項を定め、すべての市民 が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制 定するものです。 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

【解説】

本条例では、条例名や第1条等で用いられている「デジタルを活用したまちづくり」を、「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義し、先端的な技術やデータを活用しながらまちづくりを進めていきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。

【解説】

本条例における「情報通信技術を用いた情報の活用」の定義は、デジタル社会形成基本法の定義を使用します。

デジタル社会形成基本法第二条では、「情報通信技術を用いた情報の活用」及び「情報通信技術」を、以下の通り定義しています。

情報通信技術を用いた情報の活用とは

情報通信技術を用いて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られる記録をいう。)として記録された多様かつ大量の 情報を適正かつ効果的に活用すること

情報通信技術とは

<u>従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術</u>例:

- ① 官民データ活用推進基本法 (平成二十八年法律第百三号) 第二条第二項に規定する人工知能関連技術
- ② 同法同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術
- ③ 同法同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

【解説】

本条例では、市民等を、「浜松市内に居住する個人、市内に滞在する個人、市内を通過する個人及び浜松市区域内外の事業者」と定義しています。事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。

(基本原則)

- 第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければ ならない。
 - (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。

多様な主体の参加が可能になることで、イノベーション(革新的な技術や新たなサービス・仕組み)の創出を促します。また、様々な情報システムが連携することで、データを流通させて新たな価値を生み出していきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。

【解説】

デジタルの活用は目的ではなく、あらゆる人の社会活動や都市運営を支援する手段・ツールとして活用します。そして、デジタルで高齢者、障がい者、外国人、女性をはじめ、すべての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会を目指します。

デジタル化の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスの提供が可能となり、市民・利用者が、それぞれの状況に応じた体験を選択することが可能となってきています。こうしたことを踏まえ、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指します。

(3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報が保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。

【解説】

情報通信技術を用いた情報の活用に当たっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを 明確にし、透明性を確保します。

(4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。

【解説】

新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財 政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めていきます。 (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

【解説】

自然災害やパンデミック (感染症等の世界的な大流行)、サイバー攻撃の脅威 (コンピュータシステムに対する電子的攻撃など)、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

第1条に規定する目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、本条例で規定する基本原則にのっとり、防災、農林業、エネルギー、教育・子育て、健康・医療・福祉、産業などの分野間の連携やデータの利活用を推進することで、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に進めていきます。

また、デジタルを活用したまちづくりは、市民や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら官民共創で進めていくことの重要性に基づき、「市民等と協力し、及び連携しながら」デジタルを活用したまちづくりに関する施策を進めていくことを規定しています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

市民等は、第1条に規定する目的を達成するため、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めることを、役割として規定しています。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定 しなければならない。

【解説】

浜松市は、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定しました。本構想を条例で規定する基本指針に位置づけ、デジタルを活用したまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に引き続き取り組んでいきます。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

【解説】

基本指針となる浜松市デジタル・スマートシティ構想に基づく計画の策定を規定しています。

今後、デジタル・ガバメント分野における計画の策定を予定しています。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や計画を策定し、又は変更したときは、市民や事業者の皆様に公表します。

なお、浜松市デジタル・スマートシティ構想は、浜松市ホームページにて公表しています。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うととも に、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

【解説】

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。

浜松市は、令和2年4月に、市長を本部長とする庁内組織として「浜松市デジタル・スマートシティ推進本部」を設置するとともに、官民で連携しながら取組を推進する組織として「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立しました。この2つの組織を条例で規定する推進体制に位置づけ、引き続き取組を推進していきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、要綱等で別に定めること を規定しています。

浜松市「デジタルファースト宣言」

人口減少・少子高齢化社会の到来やインフラの老朽化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、AI・ICT等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営に"デジタルファースト"で取り組み、持続可能な都市づくりを推進することを宣言します。

令和元年 10 月 31 日

浜松市長 鈴木 康友

<3つの戦略>

1 「都市づくり」のデジタルファースト【都市の最適化】

データや先端技術を最大限に活かし、産業の活性化や都市機能の高度化を 目指す"デジタル・スマートシティ"政策を推進し、都市の最適化を図りま す。

2 「市民サービス」のデジタルファースト【市民サービス向上】

AI・ICT 等先端技術を活用し、市民サービスを最適なかたちで提供することで、市民の利便性の向上を目指します。

3 「自治体運営」のデジタルファースト【自治体の生産性向上】

AI・ICT 等先端技術を活用し業務の効率化や高度化を図るとともに、データ活用による自治体運営により、生産性の向上を目指します。

浜松市デジタル・スマートシティ構想

Digital Smart City HAMAMATSU

~ デジタルで"繋がる未来"を共創 ~

人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタルの力を最大限に活用し、 「市民OoL(生活の質)の向上」と「都市の最適化」を目指し、デジタルで"繋がる未来"を官民で共創 します。

目指す方向性(基本理念) 「市民OoL(生活の質)の向上」と「都市の最適化」

必要な視点1 オープンイノベーション

イノベーションの創出に向け、組織 や分野等を超えた共創のまちづくり を推進。



必要な視点2 市民起点/サービスデザイン思考

デジタルは、「市民OoLの向上」。

「都市の最適化」のための手段と捉 え、"市民起点"のまちづくりを推進。

必要な視点3

アジャイル型まちづくり

スモールスタートでチャレンジし トライ&エラーを繰り返し、 変化に強いまちづくりを推進。



オープン/相互運用性

基本原則2 多様性/包摂性

其木原則3 透明性/プライバシー

基本原則4 持続可能性 安全・安心/強靭性

推進体制とエコシステム(好循環)

官民共創によるまちづくりを進め、「地域課題の解決」と「イノベーションや新たなビジネスを 創出しするエコシステム(好循環)を形成します。

市民OoLの向上と都市の最適化

◆オープンイノベーション ◆市民起点 ◆アジャイル型まちづくり 地域課題解決 イノベーションや新たなビジネス創出

浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム









データ連携基盤(API・データ統合基盤)

行政(オープンデータ) ◆病院、診療所

◆交通 ◆決済

空間 ◆水位 ◆道路渋滞 ◆温度 ◆駐車場の満空 等

ロードマップ 「豊かさ・賑わい」を増進 「安全・安心」を増進 「課題解決」「データ利活用」を推進 2020 年 第一期 2024 2044

> 市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」 浜松市未来ビジョン実現への貢献

【推進体制】

- 「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プ ラットフォーム」 (PF) を中核に官民共創でデ ジタル・スマートシティを推進。
- PFは各分野の推進組織と連携し、分野間連携と データ利活用を推進。
- PFは民間主導のプロジェクトの創出を支援し、 市民目線で地域のプラットフォーマー及びコー ディネーターの機能を担う。

【目指すエコシステム(好循環)】

- ベンチャー企業などから課題解決のアイデアや ソリューションの提案を受け、実証実験を実施。
- 実証実験は「国土縮図型都市・浜松」の多様な フィールドを活用。
- 実行・検証・改善を繰り返し、社会実装へとつ なげる。

市民は、実証実験へ の参加やサービスを 選択する形で「市民 OoL向上Iに貢献。

企業は、地域課題の解決 に貢献することでイノ ベーションや新たなビジ ネス創出の機会とする。

デジタルで"繋がる未来"の概観

デジタルの力を最大限に活用し、「課題解決型のアプローチ」と「未来に夢と希望を持てるチャレ ンジーを組み合わせることで、ヒト・モノ・コトを繋ぎ、"繋がる未来"を創造します。

【文化・芸術】

デジタル活用で世界と音

楽で繋がり、デジタル・音

楽・芸術が融合した新たな

文化を浜松から発信。



【教育】



遠隔医療やIoTを活用した 見守りでどこでも安心して 生活。AI (人工知能) が データに基づきお薦めの食 事や運動を紹介してくれて、 いつまでも健康に生活。



世界の学校と繋がりオン ライン留学。AIが自分に あった学習メニューを推薦。 年齢に関係なく、誰でも多 様な学ぶ機会があり、いつ でもチャレンジ可能。



高齢者や障がい者、外国 人、女性、誰もがデジタル 技術に支えられ、社会と繋 がり、それぞれの力を発揮。





ドローンやロボットの活 用で省力化と生産性が向上。 AIやビッグデータを駆使し、 付加価値が向上した儲かる 農林業が実現。

どこにいてもドローンで 好きなもの・サービスがい つでも届く。免許を返納し てもライドシェア(相乗 り) や自動運転で自由にど こへでも移動。



スマホ1台でどこでもいつで も簡単手続。必要な情報は必要 な時に届き、困ったときは、 24時間、AIコンシェルジュ (案内人) が対応。職員の対面 相談も選べる、便利で安心な市



センサーのデータやAI予 測により危険を回避。被害 を最小限に抑え、災害の状 況もリアルタイムで可視化。 大切な人や情報、支援に繋 がり安全・安心な社会を実

デジタルで

"繋がる未来"の

キーワード

- 人と人が繋がる(リモートでの見守りや面会、相談、帰省等)
- 社会と繋がる(高齢者や障がい者、外国人、女性等の社会参加をサポート)
- サービスが繋がる(遠隔教育、遠隔医療、遠隔鑑賞等)
- 都市部と地方が繋がる(リモートワークや多拠点居住の促進)

浜松市デジタル・スマートシティ構想

Pigital Smart City HAMAMATSU

第一期(2020年度~2024年度)における重点取組分野

2020年度から2024年度の5年間を第一期と位置づけ、①本市の強みを活かした取組、②ウィズコロナ、ポストコロナのニューノーマルや安全・安心への対応、③課題解決型アプローチ による持続可能で包摂的な社会の構築に向けた取組、④推進基盤の構築や強化に重点的に取り組みます。

①浜松の強みを 唯一無二のものに



ウエルネス

- 「予防・健幸都市浜松」実現に向けた官民連携
- 健康情報を活用した生活習慣病等の予防・改善 介護ロボット等の活用による介護従事者の負担
- AI等を活用した健診(検診)の受診率向上

音楽文化・ Tンターティ メント

- デジタル技術を活用した文化事業の実施 ニューノーマル時代のエンターテインメント
- の新たな楽しみ方の創出と普及
- インターネットを活用した音楽文化等の発信 とリモートによる国際交流の推進

産業(ものづくり・農林業)

- 国土縮図型都市・浜松のフィールドを活用した新たなサービスや ソリューションの創出
- サテライトオフィス等を活用したベンチャー企業等の誘致
- 先端技術を活用するスマート農林業の推進
- 中小企業の生産性向上に向けたIT(情報技術)・IoT等の活用支援



観光・商業

- デジタル・マーケティングの活用による情報発信
- 新しい生活様式に即した観光の活性化と 賑わいの創出
- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- キャッシュレスの推進
- デジタルを活用したインセンティブ(報奨、 奨励) 付与による誘客や消費活性化の研究

社会参加促進

デジタル・ スマートシティ 浜松

の基礎固め

②浜松らしい ニューノーマル社会の実現を目指して



- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進

子育て

- リモートワークやテレワークの推進
- テレワークパーク構想の推進
- 副業・兼業人材の活用促進



GIGAスクール構想の実現に向けた教育環境整備

オフライン授業とオンライン授業のハイブリッド

ICT (情報通信技術) 等を活用した子どもや子育

て世代への効果的な情報提供や相談体制の構築

(組み合わせ) による持続可能な教育の推進

見守り・



- IoT等を活用した高齢者や子どもの見守り推進
- 災害予測や災害状況の効果的な把握
- 災害関連情報の効果的な提供
- 避難所の効果的な3密対策

デジタル・ ガバメント (電子行政)



- 書面規制・押印・対面規制等の見直し 行政手続きのオンライン化や
- キャッシュレスの推進
- マイナンバーカードの取得促進とマイナン バーカードを活用した行政サービスの拡充
- 多様な伝達手段による情報の提供
- AIやICT等の活用による生産性の向上
- DX推進に向けた職員の人材育成

4 共創の基盤を構築しより強固なものに

人材育成

官民共創による 推進体制の強化





- 官民共創によるプロジェクト創出に向けた アイデアソン等の開催
- 次代を担う若者世代の巻き込み
- 官民連携プラットフォームを活用した分野間の連携促進
- シビックテックとの連携や共創

データ連携基盤の整備や オープンデータの拡充

- データ流通のハブ(中継地)となるデータ連携基盤の整備と
- データ連携基盤の活用事例の創出 (「ORI-Project」の推進)
- オープンデータプラットフォーム(ODPF)の整備と利活用 点群データのオープンデータ化と利活用促進

通信基盤等の 整備や利活用促進

次代を担う若者の育成



- 中山間地域等への光ファイバ網の整備支援
- 5Gアンテナ基地局の設置や利活用の促進

シニア向けスマートフォン講座等の充実

各種通信(高速・低速等)活用の事例の共有と横展開

データ利活用に関するセミナーやハッカソン等の開催

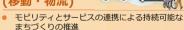
人材育成におけるリモートやオンラインセミナー等の活用

人材育成における大学やCode for Japan等との連携

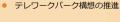
活用事例の創出やニーズ喚起による各種通信インフラ 整備の働きかけ

③デジタルの力で持続的・包摂的社会を構築

モビリティ (移動・物流)



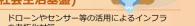
- モビリティサービス推進コンソーシアムを中核 とした官民連携によるプロジェクトの創出
- 医療MaaSの推進
- フードデリバリープラットフォームの推進



インフラ (社会生活基盤)

活用や高度化の検討

- ドローンやセンサー等の活用によるインフラ の老朽化対策
- 点群データなどインフラ情報のデジタル化 都市のデジタル化推進におけるインフラの利





AIやICT等の活用による障壁の除去

情報へのアクセシビリティの向上

• バリアフリー情報等のオープンデータ化の促進

ICT技術やSNS等を活用した市民参加の促進

シニア向けスマートフォン講座等の充実

- 「浜松市域"RE100"」の実現に向けた推進 スマートコミュニティ、スマートタウンのモデルの構築
- スマートプロジェクトの実現
- 新清掃工場及び新破砕処理センターをモデルとした サーキュラーエコノミーの推進

パブリック・コメント意見提出様式

~あなたのご意見をお待ちしています~

ご住所	
(所在地) お名前	
(法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)
意見募集期間	令和4年3月15日(火)~令和4年4月14日(木)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その 場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて

住所 : 〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7

E-mail: dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

~どうやって意見を書いたらいいの?~

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参 考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□□□□に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は・・・・だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「○○件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。 また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけ るべき。



第9号様式

区 協 議 会

区	分	[□諮問事項		□協議事項	•	報告事項
件	名	令和4年度浜	北区役所野	費の当初	刃予算案及で	が主要事業	業の概要について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)					-	_	
対針	象 の[2	区協議会	浜北	区協議:	会		
	内	容		いて報	告するもの。		学算案及び主要事業の
	備 考 (答申・協議結果を得たい時 期、今後の予定など)						
担当課	浜北	区・区振興課	担当者	大林	克彦	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度 浜北区役所費予算案の概要

<u>浜北区役所</u>

(単位:千円)

費用項目	4年度当初 予算額 A	3年度当初 予算額B	増減 (A-B)	- (単位:十円) - 事業の内容
兵北区役所費	423, 348	229, 430	193, 918	※職員の人件費等は除く。
区管理運営事業	288, 233	97, 031	191, 202	庁舎、公用車の維持管理等に要する経費
協働センター管理運営事業	37, 814	37, 909		浜名、北浜南部、中瀬、麁玉協働センター及び浜名協働 センター附設体育館の維持管理に要する経費
収入印紙売りさばき事業	12, 917	13, 186	△ 269	浜北区役所での登記関係証明用収入印紙の売りさばきに 要する経費
区協議会運営事業	134	134		区協議会の開催等に要する経費
地域力向上事業	12, 602	12, 835	△ 233	
市民提案による住みよい地域づくり助成事業 (補助金)	3,000	3,000	0	住みよい地域を実現するため、団体の提案に基づき、団体が主体的に取り組む事業に対し助成する事業
区民活動・文化振興事業	8, 932	9, 132		地域の活性化や文化振興のため、市民協働により実施する事業
区課題解決事業	670	703	△ 33	区内の課題を解決するため、市民協働により実施する事 業
行政連絡文書配布事業	39, 160	38, 294	866	行政連絡文書の配布等を浜北区自治会連合会に委託する 経費等
自治会振興事業	19, 137	16, 690	2, 447	自治会集会所整備費助成、防犯灯設置維持管理費助成
遠州はまきた飛竜まつり開催事業(負担金)	9, 351	9, 351	0	遠州はまきた飛竜まつりの警備、会場設営等に対する負担金
浜北万葉まつり開催事業	4, 000	4,000	0	万葉まつり及び関連イベントを開催するための経費

令和4年度 地域力向上事業・区大事業について

<u>浜北区役所</u>

(単位:千円)

	事業名	4年度 当初予算額 A	3年度 当初予算額 B	増減 A−B	事業の内容
地域	力向上事業	12, 602	12, 835	△ 233	
	「民提案による住みよい地域づくり助成事業 (補助金)	3, 000	3, 000	0	
E	民活動・文化振興事業	8, 932	9, 132	△ 200	
	浜北区市民文化祭開催事業	1, 536	1, 536	0	市民の生涯学習・芸術文化活動成果の発表と鑑賞の ため、絵画などの作品展示、舞踊などの舞台発表等 を実施する。
	浜北産業祭開催事業(負担金)	4, 500	4, 500	0	地域の商業、工業、農業などの企業・団体等の出展 を行う。併せて集客イベントを開催する。
	浜北青少年健全育成事業	1, 282	1, 282	0	
	エルネットファミリー	491	491	0	小学生を対象に、科学的学習、風習や伝統的な行事 の体験、工場見学など、偏りのない幅広い体験学習 を実施する。
	青少年活動推進	367	367		青少年指導者養成講座の実施、広報誌「青少年の窓」の発行、他の青少年活動への支援・協力を行う。
	星を見るつどい	99	99	0	星座の紹介、星空ミニコンサート、望遠鏡の使い方 などの学習を行う。
	浜松市浜北青少年リーダー養成講習会	325	325		中学生や高校生を対象に青少年健全育成活動指導者 をサポートするサブリーダーを養成するための講座 を連続的に開催する。

		事業名	4年度 当初予算額 A	3年度 当初予算額 B	増減 A−B	事業の内容
	o	みどりのまち推進事業	1,614	1,814	△ 200	
		浜北植木まつり支援事業(負担金)	545	545	0	植木、園芸関係資材及び農畜産物の展示・即売会や 催し物を開催する。
		はまきたグリーンフェスタ開催事業	800	1, 000	△ 200	植木や花苗オークション、押し花教室、木工教室、 コンサート、緑の募金、子供縁日などを開催する。
		みどりを守り育てる運動	269	269	0	町内会等が実施する公園や遊園地などの緑地管理 (除草、施肥等)に対する報償金(15円/㎡以内)を 交付する。
	区調	思解決事業	670	703	△ 33	
	ť	建康づくり事業	70	103	△ 33	健康意識の啓発を図るため、市のイベント会場(浜北区内)及び「はままつ食de元気応援店」登録店舗で健康づくりの普及啓発事業を実施する。
		協働センターを核とした地域課題解決事 業	600	600	0	協働センター単位などの区よりも小さな単位での地 域課題解決を図るための事業を実施する。
遠』	遠州はまきた飛竜まつり開催事業(負担金)		9, 351	9, 351	0	浜北凧揚げ、飛竜火まつり等各種イベントを開催す る。
浜	浜北万葉まつり開催事業		4, 000	4, 000	0	「万葉まつり」等を開催する。

令和4年度 区役所費当初予算比較

(単位:千円)

		浜北区	中区	東区	西区	南区	北区	天竜区
1	人件費	1,056,623	2,457,093	1,072,669	1,171,404	1,004,865	1,264,335	1,489,226
2	区管理運営事業	288,233	9,615	50,877	76,132	53,288	106,173	104,499
3	協働センター管理運営事業	37,814	101,884	47,655	83,315	48,156	67,511	153,796
4	収入印紙売りさばき事業	12,917					6,900	
5	区協議会運営事業	134	148	334	217	272	262	139
6	地域力向上事業	12,602	11,391	8,466	15,337	8,239	8,371	31,353
	市民提案による住みよい地域づくり助成 事業(補助金)	3,000	4,400	2,000	3,500	2,700	3,000	3,500
	区民活動·文化振興事業	8,932	1,254	3,175	8,776	1,630	3,180	19,353
	区課題解決事業	670	5,737	3,291	3,061	3,909	2,191	8,500
7	行政連絡文書配布事業	39,160	107,117	49,752	37,602	36,678	45,493	28,804
8	自治会振興事業	19,137	39,679	33,603	33,151	17,275	25,912	28,384
9	区大事業※	13,351		5,067	4,001		25,100	30,021
10	区役所デジタル運営経費							2,823
	区役所費合計	1,479,971	2,726,927	1,268,423	1,421,159	1,168,773	1,550,057	1,869,045
	区役所費合計(人件費除く)	423,348	269,834	195,754	249,755	163,908	285,722	379,819

※区大事業

浜北区 遠州はまきた飛竜まつり開催事業(負担金) 9,351千円 浜北万葉まつり開催事業 4,000千円

東区 俳句の里づくり事業 3,895千円 中野町煙火大会開催事業(負担金) 1,172千円

西区 浜名湖うなぎまつり開催事業 4,001千円

北区 姫様道中開催事業(負担金) 6,800千円 三ヶ日花火大会開催事業(負担金) 6,000千円 いなさ人形劇まつり開催事業(負担金) 6,000千円 北区Deまつり開催事業(負担金) 6,300千円 天竜区 鹿島花火大会開催事業(負担金) 6,000千円 天竜区交流促進事業(負担金) 11,942千円 森林のまち童話大賞事業8,234千円 天竜区駅伝大会事業(負担金) 3,845千円

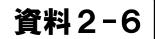
令和4年度予算編成に対する浜北区重点提案事業 (RO3.9月 浜北区協議会提出資料より)

		۷. ← ۱۰۰۱ دا	プ昇編成に対する洪北区里点提系事業 (RO3.9月 浜北区	加成五足山	貝がなり
No.	提案事業名	主な提案内容	課題・提案理由	区担当課	本庁所管 課
1	市道浜北貴布袮中央線	道路改良	【現状】 ・浜北駅からプレ葉ウォーク浜北へ通じる道路 ・一部区間は道路幅員が狭く、歩道が設置されていない ・令和元年8月に地元自治会から道路拡幅についての要望書が提出されている ・令和2年度には沿道地権者を対象に説明会を開催し、整備計画案を提示した 【課題】 ・事業実施について沿道地権者同意が得られていない 【必要性】 ・歩行者の安全確保と、交通の円滑化を図るため必要である	区振興課	道路企画課
2	主要地方道天竜浜松 線の整備	道路改良	【現状】 ・東名浜松ICと新東名浜松浜北ICを結ぶ主要な幹線道路 ・静岡県の緊急輸送道路にも指定されている ・未整備区間4.4kmのうち寺島地内(第4工区)約1kmは、平成29年度に供用開始 【課題】 ・事業途中でも整備効果を発現できるよう、残る事業区間を第1~3工区に分割し、集中的に事業を進める必要がある。 【必要性】 ・災害時の輸送路確保と、交通の円滑化を図るため必要である	区振興課	道路企画課
3	県道細江浜北線の整 備	道路改良、交差点改良	【現状】 ・国道152号から県道熊小松天竜川停車場線までの区間 ・交差点に右折帯や歩道が無いため地元から交通安全対策を求められている ・雷神橋は、歩行者や自転車の安全確保について、特に強い要望がある 【課題】 ・雷神橋は、幅員が狭く、歩行者、自転車の安全な通行が困難な状況 ・小松西向交差点は通学路指定されているが、幅員が狭い 【必要性】 ・歩行者の安全確保と、交通の円滑化を図るため必要である	区振興課	道路企画課
4	都市計画道路美薗線 の整備	道路改良	【現状】 ・寺島から本沢合までの延長3.27km、幅員16mの補助幹線道 ・西美薗地内の未整備区間880mのうち南側350m区間で事業を実施している ・降雨時の道路冠水対策として道路中央部に都市下水路を整備している 【課題】 ・未整備区間の北側と南側は供用開始されており、早急な整備が求められて いる 【必要性】 ・交通の円滑化と、道路冠水対策のため必要である	区振興課	道路企画課河川課
5	浜北中央北土地区画 整理事業の推進	組合土地区画整理事業によ るまちづくりの早期実現	【現状】 ・当地区は浜北区の中央に位置し、地理的に恵まれた地区 【課題・必要性】 ・地元からの提案等を含め、今後のまちづくり整備を進めていく必要がある	区振興課	市街地整備課
6	道路冠水対策	冠水対策	【現状】 ・小林地区や新原地区では豪雨等による馬込川の水位上昇で道路冠水の恐れがある ・中瀬地区では天竜浜松線と新東名との交差点周辺で道路冠水の恐れがある 【課題】 ・抜本的な対策は馬込川の改良だが、県管理の河川のため、長い期間が必要 ・市管理の普通河川等において効果が期待できる道路冠水対策を検討する 【必要性】 ・市民生活の安全を確保するため必要である	区振興課	河川課
7	御馬ヶ池緑地南側用 地の有効活用		・土地所有者から寄附された緑地南側用地の有効活用について検討を進めていただきたい	区振興課	公園課

令和4年度予算編成に対する浜北区重点提案事業 (RO3.9月 浜北区協議会提出資料より)

		1-12-12	17 弁柵以に列する共礼区主点及未事未 (RO3.9月 洪北区	1331132 132 IA	JC-110-77
No.	提案事業名	主な提案内容	課題・提案理由	区担当課	本庁所管課
8	貴布袮ふれあい公園 (トイレ設置)		・災害時の避難場所、環境保全活動、ラジオ体操など、地域住民の利用が多い公園・トイレの設置がなく、地元住民からトイレの設置について要望が出ている	区振興課	公園課
9	あらたまの湯施設改 修	設備等の計画的な更新、施 設の修繕、維持・安全管理 による長寿命化	【現状】 ・オープンから13年が経過し、経年劣化による設備故障や施設の腐食等が発生 ・施設改修、設備更新が必要 【課題・必要性】 ・耐用年数を超えた設備が多く、不具合が発生している ・施設には腐食箇所等複数あり、計画的に修繕を行う必要がある	まちづくり 推進課	観光・シ ティプロ モーション 課
10	浜北平ロサッカー場 南面人工芝改修(張 替)工事		【現状】 ・オープンから8年が経過し人工芝の劣化・損傷が激しい ・市域の専用サッカー場として公共で唯一、人工芝で整備されている ・毎年10万人以上が利用し稼働率が高い。 【課題・必要性】 ・利用者からスリップなどによる危険性の問題指摘多数 ・東京2020パラリンピック合宿のブラジル5人制サッカー選手団から、滑りやすいとの声あり。 ・「市スポーツ施設個別整備方針」(R01.7)では重要施設と位置付けられており、適時適切に入替工事を実施する方針 【展望】 ・R6年度に指定管理者が更新されることを機に改修工事ができるよう 準備する	まちづくり推進課	スポーツ振興課
11	浜北文化センター施 設改修	浜北文化センター大ホー ル・小ホールワイヤレス更 新、大ホール照明改修	【現状】 ・築40年を経過し、外壁等の建築部分や機械設備において劣化が進んでいる ・耐用年数を大幅に超過し使用している設備も多く、不具合も発生している ・この施設は施設分類C(特定施設)で、個別の長寿命化・改修計画の策定が必要 【課題】 ・設備の不具合による突然の故障で貸館停止等が懸念される ・令和4年度施行の電波関連法令「無線設備規則の改正」に該当する 【今後の展望】 ・設備の改修には、多額の費用や日数が必要。劣化調査を行った上で改修計画を作成し、計画的な修繕を行う必要がある	まちづくり推進課	創造都市· 文化振興課

令和4年度 浜北区における主要事業の概要



浜北区役所

(R4.2月現在)

			1	(R4. 2月現在)
		内 容	新規・継続の別	備考
ı	*注 (市):市道 (国):国道 (主):主要地方道 (一):一般県道	T	
	市道整備事業			
	(市)浜北長坂百々線 外	〈国交付金事業・単独事業〉 道路改良工事、測量設計	継続	
	国県道整備事業			
	(国)362号(宮口~尾野)	〈国交付金事業〉 道路改良工事	新規	位置図①
No.2	(主)天竜浜松線(第3工区)	〈国交付金事業〉 物件移転補償	継続	位置図②
No.3	(一)細江浜北線(雷神橋)	〈国交付金事業〉 道路改良工事	継続	位置図③
	道路維持修繕事業			
	(市)浜北雲岩寺南線 外	〈国交付金事業・単独事業〉 橋梁修繕工事、舗装修繕工事	継続	
	国県道・市道 区内一円	〈単独事業〉 道路維持修繕工事(舗装、側溝等)	継続	
	交通安全施設等整備・修繕事業			
	(主)浜北三ケ日線(宮口)外	〈国交付金事業〉 物件移転補償	継続	位置図④
	(市)浜北内野台38号線 外	〈単独事業〉 交通安全施設整備工事	継続	
	国県道・市道 区内一円	〈単独事業〉 交通安全施設修繕工事(照明灯、区画線等)	継続	
	都市計画道路整備事業			
No.4	(都)美薗線	〈国交付金事業〉 道路詳細設計	継続	位置図⑤
河川事:	 業			
	河川改良事業			
No.6	中瀬地区排水対策 外	〈単独事業〉 河川・排水路改良工事、測量設計	継続	
	河川維持修繕事業			
	(準)染地川 外	〈単独事業〉 河川維持修繕工事(浚渫、除草等)	継続	
市街地	整備事業費		ı	
	区画整理地区内水道整備事業 負担金	[浜北新都市水道施設工事負担金	継続	
No.5	浜北中央北地区公共施設整備	(都) 本通り線、(都) 小林駅前線(駅前広場)等の公共施設整備	継続	
	事業 中瀬南部土地区画整理組合支	中瀬南部土地区画整理組合に対する助成	継続	R1年度~R3年度は市
公園整	援事業(補助金)	LIMITAL PERMETAL I LEVI) SAMA	ЛЕЛУС	補助金なし
五國正	州尹术			
No.7	御馬ヶ池公用地整備事業	〈単独事業〉 御馬ヶ池公用地の整備	新規	令和4年度~令和7年度
No.8	貴布袮ふれあい公園整備事業	〈単独事業〉 貴布袮ふれあい公園の整備	新規	令和4年度
	中瀬南部土地区画整理事業区 域内公園事業	〈単独事業〉 西中瀬中央公園((仮)中瀬南部6号公園)の整備	継続	平成30年度~令和4年原
その他	の事業			
	浜北文化センター大規模改修 に伴う設計業務委託	浜北文化センターが開館40年を経過したことから、今後の大規模修繕を行 うための実施設計業務委託をするもの	新規	
No.11	浜北文化センター大・小ホー ルワイヤレス更新工事	大・小ホール舞台音響ワイヤレスシステムの電波法改正に伴う更新工事を行う	新規	
No.11	浜北文化センター大ホール調 光調整卓等改修工事	大ホール舞台照明設備の経年劣化に伴う調光調整卓改修工事を行うもの	新規	
	浜名協働センター付設体育館 外壁・屋根塗装工事(債務負 担工事)	公共建築物長寿命化推進事業 (小規模改修) に基づく外壁・屋根塗装工事を 行うもの	新規	
	斎場施設整備事業	浜北斎場柩搬入口庇設置工事	新規	
	新清掃工場整備事業	(一)熊小松天竜川停車場線外 周辺道路整備工事	継続	位置図⑥

